

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費等の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3の規定による第一号事業支給費、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する支給費（以下「高額介護予防サービス費相当費」という。）及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する支給費（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 第一号事業支給費の支給については、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「市基準第一号訪問事業」とは、府中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則（平成29年3月府中市規則第22号）第3条第1項に規定する市基準第一号訪問事業をいい、「市基準第一号通所事業」とは、同条第2項に規定する市基準第一号通所事業をいう。

2 前項で定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

(第一号事業支給費の支給の要件)

第3条 第一号事業支給費の支給の要件は、居宅要支援被保険者等が第一号事業を受ける場合であって、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 当該居宅要支援被保険者等が次条第3項の規定により第一号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該第一号事業が当該第一号介護予防支援事業による支援により作成される計画（以下「ケアプラン」という。）の対象となっているとき。
- (2) 当該居宅要支援被保険者が法第58条第4項の規定により指定介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該第一号事業が介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の対象となっているとき。

(事業対象者の確認等に係る手続)

第4条 施行規則第140条の62の4第2号に該当する被保険者であることの確認を受けようとする者は、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による確認に係る申出があったときは、当該申出をした者が介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示197号）に該当する第一号被保険者であるかを確認し、その結果を申出者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者（以下「事業対象者」という。）は、第一号介護予防支援事業を受けることについて市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に係る情報を台帳に登録するとともに、事業対象者である旨を記載した被保険者証及び負担割合証を当該者に交付するものとする。

（市基準第一号訪問事業に要する費用の額の算定の基準）

第5条 市基準第一号訪問事業に要する費用の算定に係る施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める基準は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次条において「単価告示」という。）第1号の表の三級地の項に規定する介護予防訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に別表第1に定める1月当たりの単位数を乗じて月を単位として算定するものとする。

（市基準第一号通所事業に要する費用の額の算定の基準）

第6条 市基準第一号通所事業に要する費用の算定に係る施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める基準は、単価告示第1号の表の三級地の項に規定する介護予防通所介護の割合に10円を乗じて得た額に別表第2に定める1月当たりの単位数を乗じて月を単位として算定するものとする。

（日割計算）

第7条 月の途中において別表第3の左欄に掲げる事由のあった居宅要支援被保険者等（当該月の途中において、本市の被保険者から他の保険者の被保険者となる者、他の保険者から本市の被保険者となる者その他市長が認める者を除く。）に係る第一号事業支給費の額の算定について、前2条の規定を適用する場合においては、前2条中「1月当たりの単位数を乗じて月を単位として」とあるのは、「1日当たりの単位数に当該月の利用契約期間の日数（当該日数は、別表第3の右欄に定める日を起算日とした日数とする。）を乗じて」とする。

(端数処理)

第8条 前3条の規定による費用の額の算定において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(市基準第一号事業支給費の額の割合)

第9条 施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める割合は、100分の90とする。

(第一号事業支給費に係る支給限度額)

第10条 居宅要支援被保険者等が月を単位として施行規則第86条に規定する期間において受けた第一号事業につき支給する第一号事業支給費の総額の合計額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えないものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者 法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として算定した額の100分の90に相当する額から同項に規定する合計額を差し引いた額
- (2) 事業対象者 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位により算定した額の100分の90に相当する額

(一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費の額)

第11条 法第59条の2第1項に規定する所得の額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）が受ける第一号事業支給費について、前2条を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

2 法第59条の2第2項に規定する所得の額以上である居宅要支援被保険者等が受ける第一号事業支給費について、前2条を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(高額介護予防サービス費相当費の支給)

第12条 市は、居宅要支援被保険者等（被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。第5項及び第6項において同じ。）を除く。第3項において同じ。）の第一号事業利用者負担世帯合算額（同一の世帯に属する居宅要支援被保険者等が同一の月に受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の合計額に90分の100（前条第1項の規定が適用される場合にあつては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあつては70分の100）を乗じた額から当該第一号事業につき支給された

第一号事業支給費の合計額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)に介護サービス等利用者負担世帯合算額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額をいい、法第51条の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は法第61条の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給された額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)を加えた額が、44,400円を超える場合に、当該月に第一号事業を受けた居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費相当費を支給するものとし、その額は、第一号事業利用者負担世帯合算額に介護サービス等利用者負担世帯合算額を加えた額から44,400円を控除した額に第一号事業利用者按分率(当該居宅要支援被保険者等が当該月に受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額の90分の10(前条の規定が適用される場合にあつては80分の20。次項、第6項、第14条第1項第1号及び第3号並びに付則第3項第3号において同じ。)を第一号事業利用者負担世帯合算額で除した率をいう。)を乗じた額とする。

2 居宅要支援被保険者等が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者等が同一の月において受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10を乗じて得た額が15,000円を超えるときは、当該得た額から15,000円を控除した額を高額介護予防サービス費相当費として支給するものとする。

3 第1項の場合において、居宅要支援被保険者等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「44,400円」とあるのは「24,600円」とする。

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が第一号事業のあった月の属する年度(第一号事業のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第5項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が第一号事業のあった月において要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)である者であつて、第1項中「44,400円」とあるの

を「24,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。次項において同じ。）を必要としない状態となるもの

- 4 第1項の場合において、居宅要支援被保険者等の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が第一号事業のあった月において要保護者である者であって、第1項中「44,400円」とあるのを「15,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第2号に掲げる者を除く。）であるときは、第1項中「44,400円」とあるのは「15,000円」とする。
- 5 居宅要支援被保険者等（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、第一号事業のあった月の属する年の前年（第一号事業のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該第一号事業のあった月の属する年の前年（当該第一号事業のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から施行令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金（施行令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金をいう。）の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者等が第一号事業利用者世帯合算額から15,000円を控除した額が、第3項の規定により読み替えて適用する第1項の規定により当該居宅要支援被保険者等に対して支給されるべき高額介護予防サービス費相当費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者等に対して支給される高額介護予防サービス費相当費の額は、第3項の規定により読み替えて適用する第1項の規定にかかわらず、当該第一号事業利用者負担世帯合算額から15,000円を控除した額とする。
- 6 被保護者である居宅要支援被保険者等が指定第一号事業者（法第115条の45の3第1項の指定を受けた事業者をいう。）から第一号事業を受けた場合に

において、当該第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10を乗じた額の支払が行われなかったときは、市は、当該第一号事業に要した費用のうち第2項の規定による高額介護予防サービス費相当費として居宅要支援事業者等に支給すべき額に相当する額を当該指定第一号事業者に支払うものとする。

7 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者等に対し、第2項の規定による高額介護予防サービス費相当費の支給があったものとみなす。

(高額介護予防サービス費相当費の支給の申請)

第13条 高額介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、当該居宅要支援被保険者等の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号を記載した高額介護予防サービス費相当費支給申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 高額介護予防サービス費相当費が、前条第3項から第5項までの規定によるものであるときは、前項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給)

第14条 市は、施行令第22条の3第2項各号に規定する額を合算した額(法第51条の2の規定により高額医療合算介護サービス費が支給される場合又は法第61条の2の規定により高額医療合算介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。以下この条において同じ。)に次に掲げる額を合算した額を加えた額(以下「第一号事業等医療合算利用者負担世帯合算額」という。)から70歳以上第一号事業等医療合算支給総額(70歳以上第一号事業等医療合算利用者負担世帯合算額から70歳以上医療合算算定基準額(施行令第22条の3第3項に規定する70歳以上医療合算算定基準額をいう。以下同じ。)を控除して得た額(当該得た額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。)を控除した額が、医療合算算定基準額(施行令第22条の3第2項に規定する医療合算算定基準額をいう。以下同じ。)を超える場合に、第1号に規定する基準日被保険者に高額医療合算介護予防サービス費相当費を支給するものとし、その額は、第一号事業等医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額に第一号事業医療合算利用者按分率(第1号に掲げる額から次項の規定により支給される高額医療合算介護予防サービス費相当費を控除した額を、次に掲げる額を合算した額から70歳以上第一号事

業等医療合算支給総額を控除した額で除して得た率をいう。) を乗じた額とする。ただし、療養（施行令第22条の3第2項第7号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養をいう。以下同じ。）に係る同号イからリまでのそれぞれに掲げる額が零であるときは、支給しない。

(1) 毎年8月1日から翌年7月31日までの期間（以下「計算期間」という。）において、計算期間の末日（以下「基準日」という。）において本市の行う介護保険の居宅要支援被保険者等である者（以下「基準日被保険者」という。）が受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10を乗じて得た額（第12条の高額介護予防サービス費相当費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。第3号において同じ。）

(2) 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の居宅要支援被保険者等であった間に受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10（当該第一号事業支給費の算定において、当該第一号事業に要する費用の額に100分の90以外の割合を乗じる場合にあっては、当該割合の分子の数を分母とし、100から当該分子の数を差し引いた数を分子とした割合。第4号において同じ。）を乗じた額（法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する支給費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除した額とする。第4号において同じ。）

(3) 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者（施行令第22条の3第4項に規定する者をいう。以下同じ。）が本市の行う介護保険の居宅要支援被保険者等であった間に受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10を乗じた額

(4) 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の居宅要支援被保険者等であった間に受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10を乗じた額

2 前項の第一号事業等医療合算利用者負担世帯合算額のうち、70歳以上第一号事業等医療合算利用者負担世帯合算額が、70歳以上医療合算算定基準額を超える場合は、70歳以上第一号事業等医療合算支給総額に70歳以上第一号事業医療合算利用者按分率（70歳に達する日の属する月の翌月以降に受けた第一号事業（以下この項及び次項において「70歳以上第一号事業」という。）に係る前項第1号に掲げる額を、70歳以上第一号事業に係る同項各号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じた額を高額医療合算介護予防

サービス費相当費として基準日被保険者に支給する。ただし、70歳に達する日の属する月の翌月以降に受けた療養に係る施行令第22条の3第2項第7号イからリまでのそれぞれに掲げる額が零であるときは、支給しない。

3 前2項の70歳以上第一号事業等医療合算利用者負担世帯合算額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 施行令第22条の3第3項に規定する70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額

(2) 70歳以上第一号事業に係る第1項各号に掲げる額

4 次に掲げる場合における高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給については、当該日の前日（第2号に規定する場合にあっては、施行規則第83条の4の3第2項に規定する日）を基準日とみなして、この条の規定を適用する。

(1) 居宅要支援被保険者等が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなった日以後の当該計算期間において新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合

(2) 施行規則第83条の4の3第1項に規定する場合

（高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給の申請）

第15条 高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、次に掲げる事項を記載した高額医療合算介護予防サービス費相当費支給申請書（第2号様式）を、市長に提出しなければならない。

(1) 当該居宅要支援被保険者等の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

(2) 当該居宅要支援被保険者等の合算対象者の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに被保険者証の番号

(3) 当該居宅要支援被保険者等の当該計算期間における本市の行う介護保険の加入期間

(4) 当該居宅要支援被保険者等の基準日に加入していた医療保険者（法第7条第7項に規定する医療保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の名称及び所在地

2 市長は、前項の申請があったときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。

- (1) 前項第1号（個人番号を除く。）及び第3号に掲げる事項
 - (2) 前条第1項第1号に掲げる額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。）に係る高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給のために必要な場合において、当該精算対象者の合算対象者から申請があったときは、前項の証明書を交付するものとする。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（平成29年8月1日から平成32年7月31日までの間に受けた第一号事業等に係る高額介護予防サービス費相当費の特例）
- 2 平成29年8月1日から平成32年7月31日までの間において居宅要支援被保険者等が受けた第一号事業に係る高額介護予防サービス費相当費については、第12条の規定によるほか、第一号事業利用者負担年間世帯合算額（第14条第1項各号に掲げる額をいう。以下この項において同じ。）に介護サービス等利用者負担年間世帯合算額（施行令附則第21条第1項に規定する利用者負担年間世帯合算額をいい、同条の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は施行令附則第22条の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給された額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）を加えた額が446,400円を超える場合に、基準日被保険者に支給するものとし、その額は、居宅要支援被保険者等支給額（第一号事業利用者負担年間世帯合算額に介護サービス等利用者負担年間世帯合算額を加えた額から446,400円を控除して得た額に第一号事業利用者按分率（第14条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額を第一号事業利用者負担年間世帯合算額で除した率をいう。）を乗じた額。次項において同じ。）（当該居宅要支援被保険者等支給額が第14条第1項第1号に掲げる額に施行令附則第21条第3項第1号及び第2号に掲げる額（同条の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は施行令附則第22条の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給された額を控除した額。次項において同

じ。)を加えて得た額を超える場合にあっては、当該得た額)とする。ただし、当該基準日において、同条第1項各号の規定に掲げる場合は、支給しない。

3 平成29年8月1日から平成32年7月31日までの間において居宅要支援被保険者等が受けた第一号事業に係る高額介護予防サービス費相当費については、第12条及び前項の規定によるほか、居宅要支援被保険者等支給額が第1号に規定する額を超える場合に、当該居宅要支援被保険者等支給額の算定の対象となった計算期間において本市が行う介護保険の居宅要支援被保険者等であった者(基準日において本市以外の市町村の行う介護保険の被保険者に限る。)に支給するものとし、その額は、居宅要支援被保険者等支給額から第1号に規定する額を控除した額に基準日以外居宅要支援者等按分率(第3号に掲げる額を第2号及び第3号に掲げる額の合算額で除した率をいう。)を乗じた額とする。ただし、当該基準日において、施行令附則第22条第1項各号に掲げる場合は、支給しない。

(1) 次に掲げる額の合算額

ア 当該計算期間(当該居宅要支援被保険者等が基準日市町村(基準日において当該被保険者に対し介護保険を行う市町村をいう。)の行う介護保険の居宅要支援被保険者等であった間に限る。)において、当該居宅要支援被保険者等が受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10(当該第一号事業支給費の算定において、当該第一号事業に要する費用の額に100分の90以外の割合を乗じる場合にあっては、当該割合の分子の数を分母とし、100から当該分子の数を差し引いた数を分子とした割合。次号において同じ。)を乗じた額(法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する支給費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除した額とする。次号において同じ。)

イ 施行令附則第21条第3項第1号及び第2号に掲げる額

(2) 当該計算期間(当該居宅要支援被保険者等が基準日市町村以外の市町村(本市を除く。)の行う介護保険の居宅要支援被保険者等であった間に限る。)において、当該居宅要支援被保険者等が受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10を乗じた額

(3) 当該計算期間(当該居宅要支援被保険者等が本市の行う介護保険の居宅要支援被保険者等であった間に限る。)において、当該居宅要支援被保険者等が受けた第一号事業に係る第一号事業支給費の額に90分の10を乗じた額

(第12条に規定する高額介護予防サービス費相当費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

4 次の各号に掲げる場合における前2項の規定による高額介護予防サービス費相当費の支給については、当該各号に定める日を基準日とみなして、前2項の規定を適用する。ただし、平成29年8月1日に被保険者でなくなった場合は、支給しない。

(1) 居宅要支援者被保険者等が計算期間において被保険者でなくなり、かつ、被保険者でなくなった日以後の当該計算期間において新たに被保険者とならない場合 当該日の前日

(2) 施行規則附則第39条第1項に規定する場合 施行規則附則第39条第2項に規定する日

5 第2項及び第3項の場合において、第14条第1項第1号中「第12条」とあるのは「第12条又は付則第2項」と、同項第2号中「第61条」とあるのは「法第61条若しくは施行令附則第22条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

(第2項の規定による高額介護予防サービス費相当費の支給の申請)

6 第2項の規定による高額介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、当該居宅要支援被保険者等の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号を記載した高額介護予防サービス費相当費支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、計算期間において第12条の規定による高額介護予防サービス費相当費の支給の申請をした居宅要支援被保険者等は、当該申請書を提出したものとみなす。

7 前項の申請書には、第14条第1項第2号及び第4号に掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

8 市長は、第6項の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請者に適用される他市町村高額介護予防サービス費相当費（当該他の市町村が行う施行令附則第22条に規定する高額介護予防サービス費に相当する支給費をいう。）の支給に必要な事項を、申請者に対して前項の証明書を交付した市町村に対して通知するものとする。

(第3項の規定による高額介護予防サービス費相当費の支給の申請)

9 第3項の規定による高額介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする

居宅要支援被保険者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該居宅要支援被保険者等の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号
- (2) 当該居宅要支援被保険者等の当該計算期間における本市の行う介護保険の加入期間
- (3) 基準日市町村の名称

10 市長は、前項の申請があったときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付するものとする。

- (1) 前項第1号（個人番号を除く。）及び第2号に掲げる事項
- (2) 第3項第3号に掲げる額
- (3) その他必要な事項

11 市長は、基準日市町村の長から第9項の申請に係る本市の高額介護予防サービス費相当費の支給額を通知されたときは、当該居宅要支援被保険者等に当該支給額を通知するものとする。

12 市長は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。）に係る第2項及び第3項に係る高額介護予防サービス費相当費の支給のために必要な場合において、当該精算対象者の合算対象者（施行規則附則第21条第3項に規定する合算対象者をいう。）から申請があったときは、当該合算対象者に対し、第10項の証明書を交付するものとする。

付 則(平成30年3月29日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月30日規則第29号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費の支給に関する規則は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日から同年7月31日までの間に受けた第一号事業に係る高額介護予防サービス費相当費の支給について、第12条を適用する場合には、同条中「44,400円」とあるのは「37,200円」とする。

3 居宅要支援被保険者等の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの第

一号事業のあった月の属する年の前々年の所得について、第1号に掲げる額(当該一号事業のあった月の属する年の前々年の12月31日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する19歳未満の者で同年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)が38万円以下であるもの(第2号において「控除対象者」という。)を有する者にあつては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額が145万円以上であるとき(居宅要支援被保険者等の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第85号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第97条の2の規定の例により算定した一号事業のあった月の属する年の前々年の収入の合計額が520万円(当該世帯に属する第一号被保険者が1人である場合にあつては、383万円)に満たない場合を除く。)は、前項の規定は適用しない。

(1) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第212号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2の2第5項に規定する所得の金額をいう。)の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額

(2) 当該一号事業があった月の属する年の前々年の12月31日において16歳未満の控除対象者の数を33万円に乗じた額及び同日において16歳以上の控除対象者の数を12万円に乗じて得た額の合計額

付 則(平成30年7月2日規則第44号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

付 則(平成30年7月20日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費等の支給に関する規則は、平成29年4月1日から適用する。

付 則(平成30年10月12日規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第12条第1項及び第5項の改正規定による改正後の同条の規定は、平成30年8月1日以後に行われた第一号事業に係る第一号事業支給費について適用し、同日前に行われた第一号事業に係る第一号事業支給費については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条、第7条)

市基準第一号訪問事業の単位数

| 利用者の区分 | 提供者の区分 | 1月当たりの単位数 | 1日当たりの単位数 |
|---------------------|--------|-----------|-----------|
| 必要な回数が1週に1回程度 | 訪問介護員等 | 1,051単位 | 35単位 |
| | 研修修了者 | 946単位 | 31単位 |
| 必要な回数が1週に2回程度 | 訪問介護員等 | 2,102単位 | 69単位 |
| | 研修修了者 | 1,892単位 | 62単位 |
| 必要な回数が1週に2回程度を超える回数 | 訪問介護員等 | 3,334単位 | 110単位 |
| | 研修修了者 | 3,001単位 | 99単位 |

注

- 1 利用者の区分における必要な回数は、介護予防サービス計画又はケアプランにおいて必要と判断された回数をいう。
- 2 この表において「訪問介護員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 介護福祉士
 - (2) 法第8条2項に規定する政令で定める者
- 3 この表において「研修修了者」とは、市が指定する研修を修了した者をいう。
- 4 必要な回数が1週に2回程度を超える回数の利用者にあつては、その要支援状態区分が要支援2である者に限る。
- 5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、市基準第一号訪問事業に係る所定単位数は、算定しない。
- 6 利用者が一の事業所において市基準第一号訪問事業を受けている間は、当該事業所以外の事業所において受けた市基準第一号訪問事業に係る所定単位数は、算定しない。

- 7 市基準第一号訪問事業を行う事業所（以下「市基準第一号訪問事業所」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市にあつては、当該指定都市又は当該中核市の市長）の登録を受けたものに限る。）若しくは市基準第一号訪問事業所と同一建物に居住する利用者又は市基準第一号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対して行った市基準第一号訪問事業に要する費用の額は、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数に相当する単位数を算定するものとする。
- 8 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）第3号に規定する者をサービス提供責任者（府中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年3月府中市規則第23号。以下「総合事業基準規則」という。）第6条第2項の規定により配置するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している市基準第一号訪問事業所において行った市基準第一号訪問事業に要する費用の額は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定するものとする。
- 9 市基準第一号訪問事業所において、新規に介護予防訪問介護計画（旧指定介護予防サービス基準第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者について次の各号のいずれかに該当する事実が生じた月分の市基準第一号訪問事業に要する費用の算定にあつては、200単位を加算するものとする。
- (1) サービス提供責任者が市基準第一号訪問事業の初回を担当し、又は担当する従事者と同行すること。
 - (2) 市基準第一号訪問事業の初回を行った日の属する月において、サービス提供責任者が市基準第一号訪問事業を1回以上担当し、又は担当する

従事者と同行すること。

10 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た市基準第一号訪問事業所（第8項に規定する市基準第一号訪問事業所を除く。）が、利用者（第7項に規定する利用者を除く。）に対し、市基準第一号訪問事業を行った場合（第7条の規定により日割り計算する場合を除く。）は、当該基準に掲げる区分に応じ、当該各号に定める単位数を加算するものとする。この場合において、加算する単位数は、当該市基準第一号訪問事業所が適合する基準に係る単位数のうち、最も単位数が多いものに限るものとする。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 第1項から第6項までの規定により算定した単位数に1000分の137を乗じて得た単位数に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 第1項から第6項までの規定により算定した単位数に1000分の100を乗じて得た単位数に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 第1項から第6項までの規定により算定した単位数に1000分の55を乗じて得た単位数に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ 前号の規定により算定した単位数に100分の90を乗じて得た単位数に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ 第3号の規定により算定した単位数に100分の80を乗じて得た単位数に相当する単位数

別表第2（第6条、第7条）

市基準第一号通所事業の単位数

| 利用者の区分 | | 1月当たりの単位数 | 1日当たりの単位数 |
|---------------------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 要支援1である者又は必要な回数が1週に1回程度である事業対象者 | 必要な時間が1日2時間以上3時間未満 | 1,087単位 | 36単位 |
| | 必要な時間が1日3時間以上 | 1,144単位 | 38単位 |
| 要支援2である者又は必要な回数が1週に2回程度である事業対象者 | 必要な時間が1日2時間以上3時間未満 | 2,245単位 | 74単位 |
| | 必要な時間が1日3時間以上 | 2,363単位 | 78単位 |

注

- 1 利用者の区分における必要な時間又は必要な回数は、介護予防サービス計画又はケアプランにおいて必要と判断された時間又は回数をいう。
- 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、市基準第一号通所事業に係る所定単位数は、算定しない。
- 3 利用者が一の事業所において市基準第一号通所事業を受けている間は、当該事業所以外の事業所において受けた市基準第一号通所事業に係る所定単位数は、算定しない。
- 4 市基準第一号通所事業の月平均の利用者の数が、府中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定等に関する規則（平成29年3月府中市規則第22号）第4条の規定により府中市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える市基準第一号通所事業所（市基準第一号通所事業を行う事業所をいう。以下同じ。）においては、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数に相当する単位数を算定するものとする。
- 5 総合事業基準規則第12条に規定する介護職員の員数基準を満たしていない市基準第一号通所事業所において利用者に対して市基準第一号通所事業を行った場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数に相当する単位数を算定するものとする。
- 6 介護予防サービス計画又はケアプランにおいて居宅と市基準第一号通所事業所との間の送迎が必要とされた者に対し、送迎を行った場合は、片道1回につき42単位を所定単位数に加算する。ただし、市基準第一号通所事業所と同一建物に居住する者又は市基準第一号通所事業所と同一建物から当該市基準第一号通所事業所に通う者（傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者を除く。）にあっては、加算しない。
- 7 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第24号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして府中市長に届け出た市基準第一号通所事業所（第4項及び第5項に規定する市基準第一号通所事業所を除く。）において利用者に対して市基準第一号通所事業を行った場合（第7条の規定により単位を日割り計算する場合を

除く。)は、当該基準に掲げる区分に応じ、当該各号に定める単位数を所定単位数に加算するものとする。この場合において、加算する単位数は、当該市基準第一号通所事業所が適合する基準に係る単位数のうち、最も単位数が多いものに限るものとする。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 第1項から第3項までの規定により算定した単位数に1000分の59を乗じて得た単位数に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 第1項から第3項までの規定により算定した単位数に1000分の43を乗じて得た単位数に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 第1項から第3項までの規定により算定した単位数に1000分の23を乗じて得た単位数に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ 前号の規定により算定した単位数に100分の90を乗じて得た単位数に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ 第3号の規定により算定した単位数に100分の80を乗じて得た単位数に相当する単位数

別表第3 (第7条)

日割り計算

| 月途中の事由 | | 起算日 |
|----------|---|--|
| 事業の利用の開始 | 事業者との契約開始（同一サービス種別におけるサービス事業所の変更の場合を含む。） | 契約日 |
| 所定単位数の変更 | 要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分への変更に伴い別表第2に規定する所定単位数が変更となった場合 | 所定単位数の変更後にあつては新たな要支援認定に係る有効期間の開始日、所定単位数の変更前にあつては当該日の前日 |
| | 事業対象者が法第32条により要支援認定されたことに伴い別表第2に規定する所定単位数が変更となった場合 | 当該日の前日 |
| 事業の利用の終了 | 利用者との契約解除（同一サービス種別におけるサービス事業所の変更の場合を含む。） | 契約解除日 |
| | 居宅要支援被保険者等が法第27条又は第29条により要介護認定された場合 | 要介護認定有効期間開始日の前日 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 | 入居日の前日 |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 | サービス提供日（通い又は訪問、 |

| | | |
|-----|--------------------------------------|-----------------|
| | | 宿泊のいずれか早い日) の前日 |
| | 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所 | 入所日の前日 |
| その他 | この表に規定するもののほか日割計算することが適当であると市長が認める事由 | 市長が定める日 |

注 事業の利用の終了と事業の利用の開始が同日となる場合における事業の利用の終了に係る起算日は、起算日の欄に規定する日の前日とする。

第1号様式（第13条）

高額介護予防サービス費相当費支給申請書

| | | | |
|--|---------------------|--------|--------------|
| 1 新規 年 月分 | | | |
| 2 口座変更 | | 年 月 日 | |
| フリガナ | | | 被保険者番号 |
| 被保険者氏名 | | | 個人番号 |
| | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | |
| 住 所 | 〒 | | |
| フリガナ | | | (被保険者との続柄：) |
| 代理人氏名 (ご本人からの申請なら記入不要) | | | (電話番号：) |
| 府中市長 | | | |
| 上記のとおり高額介護予防サービス費相当費の支給を申請します。 なお、本サービス費相当費の支給に当たり、次の事項について同意します。 | | | |
| 1 市が住民基本台帳及び市民税課税台帳を確認すること。 2 振込口座に変更が生じた場合は、再度、本申請書を提出すること。 3 本申請による本サービス費相当費の支給後に、新たに支給対象となる月が確認された場合に、改めて申請手続を行うことを不要とするため、申請、請求等に関する権限を 課長に委任すること。 | | | |
| 被保険者氏名 _____ 印 (被保険者死亡の場合は代理人氏名及び代理人印) | | | |
| 口座 振替 依頼 書 | 金融機関名 | | 店舗名 |
| | 銀行 信用金庫 組合・農協 | | 支店 |
| | 金融機関コード | 店舗コード | フリガナ |
| | | | 口座名義人 |
| | | 預金種別 | 口座番号 |
| | | 1 普通預金 | |
| | | 2 当座預金 | |
| | | 3 貯蓄預金 | |

* 今回の支給以降、高額介護予防サービス費相当費が支給される場合、申請手続きは不要となります。

| | |
|--|-----------------|
| 念 書 | * 被保険者死亡の場合のみ記入 |
| 私は、_____の高額介護予防サービス費相当費の請求及び受領に関する権限を他の相続人から委任を受けております。 したがって、このことに関し府中市に迷惑お掛けいたしません。 | |
| 年 月 日 | |
| (請求及び受領者) 住所 _____ | |
| 氏名 _____ 印 | 被保険者との続柄 _____ |

第2号様式 (第15条)

高額医療合算介護予防サービス費相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

| 申請対象年度 | 年度 | 申請区分 | 1 新規 | 2 変更 | 3 取下げ | (保険者等記入欄) | | 支給申請書整理番号 |
|--|---------|-------------|---------------------------------|-----------------------------|-----------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| フリガナ | | | 個人番号 生年月日 | | | 性別 | 計算期間の始期及び終期 年 月 日 から 年 月 日まで | 年 月 日 から 年 月 日まで |
| 対象者氏名 | | | | | | | | |
| 国民健康保険資格情報 | | | | | | | | |
| 保険者番号 | 被保険者証記号 | 被保険者証番号 | 続柄 1 世帯主 2 被制世帯主 3 世帯員 | 加入期間 | | | | |
| 後期高齢者医療資格情報 | | | | | | | | |
| 保険者番号 | 被保険者番号 | 広域連合名称 | | 加入期間 | | | | |
| 介護保険資格情報 | | | | | | | | |
| 保険者番号 | 被保険者番号 | 保険者名称 | | 加入期間 | | | | |
| 支給方法 | 口座管理番号 | 振込口座 記入欄 | 金融機関 コード | 本店 支店 出張所 支所 支本 | 店舗 コード | 種目 1 普通預金 2 当座預金 9 その他 | フリガナ | 振込先 口座 管理番号 |
| | | | | | | | 口座番号 | 口座名義人 |
| 保険者名 | | | 加入期間 | | | 添付の自己負担額証明書整理番号 | | |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 備考欄 | | | | | | | | |
| 府中市長 | | | | | | | | |
| 申請者 郵便番号 年 月 日 住所 申請代表者 氏名 電話番号 | | | | | | | | |
| 1 上記対象者について、高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給を申請します。 2 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。 ※ 自己負担額証明書の交付申請を行う場合、1・2のいずれも決り込んで下さい。 高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給申請を行う場合、1のみを式で囲んで下さい。 | | | | | | | | |
| 記入者 | | | 連絡先 | | | 枚目 | | |